

大阪市告示第1181号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年8月31日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場(25メートルプール) 水泳場(50メートルプール) 水泳場(飛び込みプール)	令和8年9月24日（木）	午前9時から 午後9時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場(50メートルプール) 水泳場(飛び込みプール)	令和8年9月5日（土）	午前7時から 午後9時まで
	令和8年9月12日（土）	
	令和8年9月19日（土）から	
	同月20日（日）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）